株式会社エフ・コード
定　　款

定　　款

第1章　　総　　則

第1条　　（商　号）

当会社は株式会社エフ・コードと称し、英文では f-code Inc. と表示する。

第2条　　（目　的）

当会社は、次の業務を営むことをその目的とする。

(1)　インターネットを用いた広告、販売促進に関する企画および運営

(2)　携帯電話サイトに関する広告、販売促進に関する企画および運営

(3)　ウェブサイトおよび携帯電話サイトの企画、制作、運用保守

(4)　インターネットに関するシステムの企画、開発、運用保守

(5)　各種ソフトウェアの企画、開発、販売及び販売代理業務

(6)　新規顧客獲得のための営業業務の請負

(7)　経営コンサルティング業務

(8)　人材の能力開発

(9)　労働者派遣事業

(10)　前各号に付帯する一切の事業

第3条　　（本　店）

当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

第4条　　（公告の方法）

1. 当会社の公告は、電子公告により行う。
2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第5条　　（機　関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1)　取締役会

(2)　監査役

(3)　監査役会

(4)　会計監査人

第２章　　株　　式

第6条　　（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、３００万株とする。

第7条　　（自己株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条　　（単元株式数）

当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

第9条　　（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

(2)　取得請求権付き株式の取得を請求する権利

(3)　募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条　（株主名簿管理人）

1.　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2.　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第11条　（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条　（基準日）

1.　当会社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2.　前項のほか、必要があるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第3章　　株　主　総　会

第13条　（株主総会の招集）

1. 定時株主総会は、各事業年度終了の日の翌日から3ヵ月以内にこれを招集する。

2. 臨時株主総会は、必要あるごとにこれを招集する。

第14条　（株主総会の招集権者）

法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会は、取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集し、代表取締役がこれを招集することができないときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

第15条　（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条　（株主総会の議長）

株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。但し、代表取締役が議長の職務を行うことができないときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

第17条　（株主総会の決議要件）

1. 法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成をもって行う。

2. 前項の定めにかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成をもって行う。

第18条　（議決権の代理行使）

株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。但し、この場合、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。なお、株主が法人である場合には、使用人をして議決権を行使させることができる。

第19条　（株主総会議事録）

当会社の株主総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、当会社の本店に10年間備え置く。

第 4 章　　取締役及び取締役会

第20条　（取締役の員数）

当会社の取締役は 10 名以内とする。

第21条　（取締役の選任）

1. 取締役は、当会社の株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成により選任する。
2. 取締役の選任については、累積投票を行わない。

第22条　（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の定めにかかわらず、任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第23条　（取締役会の招集権者）

取締役会は代表取締役がこれを招集する。但し、代表取締役がこれを招集することができないときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

第24条　（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役及び各監査役に対し発送する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第25条　（取締役会の議長）

取締役会の議長は、代表取締役がこれに当たる。但し、代表取締役が議長の職務を行うことができないときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

第26条　（取締役会の決議要件）

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって行う。

第27条　（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第28条　（取締役会議事録）

取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して出席取締役及び出席監査役がこれに記名捺印又は署名若しくは電子署名し、当会社の本店に 10 年間備え置く。

第29条　（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、取締役の中から 2 名以内の代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第30条　（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によりこれを定める。

第31条　（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第32条　（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 5 章　　監査役及び監査役会

第33条　（監査役の員数）

当会社の監査役は 3 名以内とする。

第34条　（監査役の選任）

監査役は、当会社の株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成により選任する。

第35条　（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定めにかかわらず、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第36条　（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第37条　（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対し発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第38条　（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第39条　（監査役会の議事録）

監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名して、法令の定めるところにより備え置く。

第40条　（監査役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第41条　（監査役の報酬等）

1. 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

2. 監査役の報酬等は、取締役の報酬等と区分して定めるものとする。

第42条　（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第6章　　会　計　監　査　人

第43条　（会計監査人の設置）

当会社は会計監査人を置く。

第44条　（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第45条　（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第46条　（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第47条　（会計監査人の責任免除）

当会社は会計監査人との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章　　計　　算

第48条　（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日をもって終了する。

第49条　（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

第50条　（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第51条　（期末配当金等の除斥機関）

1. 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

2021 年 9 月 14 日　最終改訂